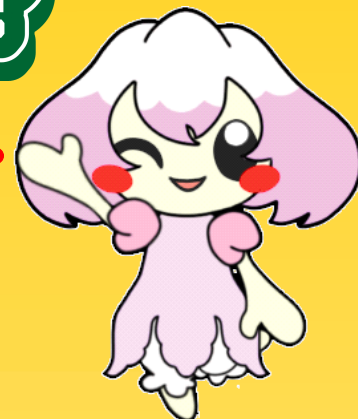


# これから供託をされる皆さまへ すでに供託をしていただいている皆さまへ

## あなたの供託はどのタイプ？

供託の申請方法、供託金の納付方法は、**1つだけではありません。**  
申請者の皆さまのご都合に合った申請方法、納付方法を選んで  
いただくことができます。



**オススメ!** わざわざ法務局に行くのは面倒!  
時間を節約したい! と思っている方は、  
供託かんたん申請がおすすめです。

	オンライン申請		書面申請	
申請方法	<b>◇供託かんたん申請</b> ・パソコンを使える ・オンラインで供託ができればよい ・最寄りの法務局まで遠い	<b>◇申請用総合ソフトを 利用したオンライン申請</b> ・パソコンを使える ・オンラインで供託の申請も 払渡請求もしたい ・すでに法務局のほかの業務で申請 用総合ソフトを利用している	<b>◇郵送申請</b> ・パソコンは使えない ・法務局に行かないで 手続きしたい	<b>◇窓口申請</b> ・法務局に行って 手続きしたい
取扱時間	登記・供託オンラインシステムのご利用時間の <b>平日 8:30～21:00</b> (17:15～ は翌業務日の受付)		送付はいつでも。 郵便物が到着後に手続きされます。	法務局の業務取扱時間の 平日 8:30～17:15
申請書	申請様式に申請情報を入力 ※2回目以降は、前回使用した申請情報を再利用で できるので、入力の手間が省けます。	申請様式に申請情報を入力 ※2回目以降は、前回使用した申請情報を再 利用できるため、入力の手間が省けます。	専用の申請書 (OCR用紙) に記入	
事前準備	申請書情報の登録 (初回のみ)	・申請用総合ソフトのダウンロード ・申請者情報の登録 (初回のみ)	専用の申請書の取り寄せ	事前に作成する場合は、 専用の申請書の取り寄せ
添付 (提示) 書類	・申請後、送付または持参します。 ※ただし、登録された法人が申請する場合、会社 法人等番号を入力することにより、資格証明書 の提示を省略することができます。	・電子化されている場合は、申請情 報と一緒に送信します。書面の場合 は、送付または持参します。 ※ただし、登録された法人が申請する場 合、会社法人等番号を入力することによ り、資格証明書の提示を省略することが できます。	・申請書と一緒に送付しま す。	・窓口を持参。 簡易確認可能なものにつ いては、法務局に来てから 手続きできます。
納付方法	納付情報が送信されたら ・ATM (ペイジー対応) ・インターネットバンキング		受理決定通知の到着後、 ・ATM (ペイジー対応) ・インターネットバンキング ・振込み (有料)	・現金持参 ・ATM (ペイジー対応) ・インターネットバンキング ・振込み (有料)
正本の 交付	・入金確認後、書面の正本を窓口による 受取または送付(※)のいずれかの方法によ り交付します。 ※送付用の封筒 (申請番号を付記し、郵便切手を 貼ったもの) の提出が必要です。	・入金確認後、以下のいずれかの正 本を交付します。 ①電子正本のみ ②電子正本及びみなし正本 (書面) ③書面正本 書面は、窓口による受取または送付 (※)のいずれかの方法によります。 ※送付用の封筒 (申請番号を付記し、郵便 切手を貼ったもの) の提出が必要です。	・入金確認後、窓口による受 取または送付(※)のいずれか の方法により交付します。 ※送付用の封筒 (郵便切手を貼っ たもの) の提出が必要です。	・現金による納付の場合 は、申請時に交付します。 ・その他の納付方法の場合 は、入金確認後、窓口によ る受取または送付(※)の いずれかの方法により交付 します。 ※送付用の封筒 (郵便切手を貼 ったもの) の提出が必要です。

※詳しい手続方法は、**甲府地方法務局供託課 (TEL 055-252-7185)**

までお問合せください。

※供託かんたん申請の手順書を配布しています。必要な方はお気軽にお申し出ください。